

島根県立図書館資料収集方針

(目的)

この収集方針は、島根県立図書館における資料の収集に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

- (1) 資料の収集にあたっては、「図書館法」の精神に基づき、「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会採択)を尊重する。
- (2) 県民の多種多様な要求に応えるため、調査・研究・学習・教養などに関する資料や情報を幅広く収集する。
- (3) 県内図書館ネットワークの拠点として、市町村図書館や学校図書館等の要望に十分応えられるよう必要な資料を収集する。
- (4) 島根県の歴史、地理、文化、行政など、郷土や地域に関する資料や情報を、網羅的に収集する。

(収集対象資料)

資料の収集は、図書、逐次刊行物、パンフレット等の印刷資料のほかに、手書資料、複写資料、マイクロ資料、映像・音声資料、電子資料も収集範囲とする。オンラインデータベースについては、その利用環境を整備することとする。

(収集部数)

原則として、1部を収集する。ただし、郷土資料など必要に応じて複数部数収集する。

(収集方法)

購入、寄贈、生産受入、複製、寄託等により収集する。

(資料の選択)

資料の選定は、資料収集委員会及び資料選定部会において行う。

附 則

この方針は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

この方針は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。